商品概要説明書

# ーリフォームローンー

2025年12月1日現在

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 商品名 | リフォームローン（オリコ保証）　リフォームローン（ジャックス保証） |
| ご利用いただける方 | 下記の条件をすべて満たす個人の方。<br>（1）お申込み時の年齢が満18歳以上満65歳未満で、最終ご返済年齢が満75歳未満の方。<br>（2）安定・継続した収入が得られる方。<br>※パート・アルバイト・学生の方は対象外とさせていただきます。<br>※勤続年数や年収による制限はございません。<br>（3）お住まいまたはお勤め先が当行の営業地域内にある方。<br>（4）お申込人ご本人またはご家族が所有している自宅のリフォーム資金<br>（5）保証会社の保証が得られる方。 |
| お使いみち | （1）お申込人ご本人またはご家族が所有している自宅のリフォーム資金<br>・リフォーム全般に関する資金（増・改築、改修、補修資金等）<br>・システムキッチン、ユニットバス設置等の住宅関連設備資金（太陽光発電、オール電化、エコ給湯等環境保全や省エネに関する設備資金含む）<br>・門塀、造園、車庫等のエクステリア資金<br>・リフォームに付随して必要となるインテリア資金（家具、照明器具等）<br>・上記資金について、お借入申込日以前3ヵ月の支払済資金<br>※融資実行にあたっては、リフォーム工事が開始していることが条件となります。<br>※ご本人又はご家族が経営に関与するリフォーム業者でのリフォームの場合はご利用になれません。<br>※事業性のものは除きます。<br>※お借入れにあたり、他の金融機関のローンとの併用はご利用いただけません。<br>※個人名義の口座への支払いはご利用いただけません。<br>支払い先は法人ないし屋号付の業者口座に限らせていただきます。<br>※補助金をご利用される場合、その費用を融資に含めることはできません。<br>（2）他金融機関等の既存リフォームローンの借換資金<br>（3）リフォームに付随して既存の住宅ローンを含んだ借換資金 |
| お借入金額 | 10万円以上2,000万円以内（1万円単位）<br>ただし、ご利用予定金額の範囲内とします。（借換の場合は借換対象ローンの残高以内とします。） |
| お借入期間 | 6ヵ月以上15年以内（1ヵ月単位）。ただし、最終約定ご返済時の年齢は満75歳未満とします。 |
| お借入利率 | |
| 適用利率 | ご融資時の店頭表示金利となります。<br>・変動金利型のみ<br>※「ガン保障付プラン」をご選択いただく場合は、0.3%が上乗せされます。 |
| | ＜変動金利型＞<br>イ．融資利率の変動幅の算出は毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という）に行います。<br>基準日現在の短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利を基準として、前回基準日における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって融資利率を変動します。<br>但し、お借入後最初に到来する基準日においては、借入日の借入利率を決定するもととなった基準金利と、その基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。<br>ロ．変更後の融資利率の適用開始日は次の通りとします。<br>（イ）半年毎の増額返済を併用しない場合<br>基準日が4月1日の場合には基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合には基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日から新利率の適用を開始します。<br>（ロ）半年毎の増額返済を併用する場合<br>基準日以降、最初に到来する増額返済日の翌日とします。<br>ハ．融資利率が変更された場合は変更後の融資利率、新返済額に占める元金及び利息額の割合等を文書により通知します。 |
| ご返済額の変更 | ＜変動金利型＞<br>毎月元利返済額（ボーナス時増額返済を併用した場合には増額元利返済額を含む。以下「毎回返済額」といいます。）は、融資利率の見直しと同時に融資利率、残存元金、残存期間等に基づいて、毎回返済額の見直しを行い、翌月以降、新返済額にてお支払いいただきます。 |
| 金利情報の入手方法 | ちば興銀窓口にお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。 |

千葉興業銀行

商品概要説明書

# ーリフォームローンー

2025年12月1日現在

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>金利割引</td><td>下記条件①～③に該当で、お借入利率から最大0.2%割引いたします。（条件①②の併用可）<br>※ＷＥＢ完結型は事前申込み時点で条件に当てはまる方に限ります。<br>①以下、いずれかの条件を満たす方（▲0.1%）<br>・ちば興銀のポイントサービス「コスモスクラブ」会員（第１ステージ以上）<br>・給与振込<br>②ＷＥＢ完結型手続きをご選択の方（▲0.1%）<br>③現在、当行の住宅ローン（※1）をご利用中の方（▲0.2%）<br>※アパートローンは対象外となります。</td></tr>
<tr><td>ご返済方法</td><td></td></tr>
<tr><td>ご返済日<br>（約定返済日）</td><td>毎月6・16・26日のいずれか（休日の場合は翌営業日）</td></tr>
<tr><td>ご返済方法</td><td>お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、約定返済日にご指定預金口座から自動振替により、利息とともにご返済いただきます。<br>イ．元利均等返済（毎月）<br>ロ．ボーナス時増額返済併用（年2回）<br>※ただし、ボーナス時増額返済による返済元金総額は、貸出金額の50%以内（1万円単位）とします。</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>不要です。</td></tr>
<tr><td>保証会社</td><td>・㈱オリエントコーポレーション　・㈱ジャックス</td></tr>
<tr><td>団体信用生命保険</td><td>「ガン保障付プラン」をご選択いただく場合は、カーディフ生命保険株式会社の「団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型・団体信用生命保険リビングニーズ特約付団体信用生命保険」にご加入いただけます。<br>（告知の内容により保険にご加入いただけない場合がございます）<br>（ご加入いただく場合は、0.3%の金利の上乗せがございます。）</td></tr>
<tr><td>保障内容</td><td>【保障内容の詳細については＜保障内容一覧＞をご覧ください。】</td></tr>
<tr><td>ご留意<br>いただきたい点</td><td>（1）ご加入いただける方は保険会社に告知書をご提出いただき、保険への加入が認められた方になります。<br>（2）悪性新生物（ガン）に罹患したことのある方はご加入いただけません。また、お客さまの告知の内容により、保険会社がご加入をお断りする場合がございます。<br>（3）保障開始日の前に罹患した悪性新生物（ガン）については、医師による診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。<br>（4）虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金・診断給付金が支払われない場合がございます。その他にも診断給付金、保険金のお支払いには制限条件がございます。<br>（5）ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象となりません。</td></tr>
<tr><td>重要事項の<br>説明について</td><td>くわしい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合（免責事項）など<br>お客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」<br>「注意喚起情報」で必ずご確認ください。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>（1）返済方法等の変更：5,500円（税込）<br>（2）繰上返済時（税込）
<table>
<tr><th>繰上方法</th><th>手続方法</th><th colspan="2">手数料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（一部・全額）<br>繰上返済</td><td>店頭</td><td>銀行手数料</td><td>5,500円</td></tr>
<tr><td>ちば興銀アプリおよび<br>ちば興銀ダイレクト<br>（インターネットバンキング）</td><td>銀行手数料</td><td>無　料</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>当行が契約している<br>指定紛争解決機関</td><td>苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。<br>本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。<br>●一般社団法人全国銀行協会連絡先　全国銀行協会相談室<br>電話番号　0570-017109　または　03-5252-3772</td></tr>
<tr><td>その他参考となる<br>事項</td><td>（1）返済額の試算をご希望の場合は、窓口にお申し付けいただくか、当行ホームページのシミュレーションがご利用いただけます。<br>（2）当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。<br>（3）お借入金は、原則ご指定のお支払い先（ご購入先等）に当行よりお振込させていただきます。（所定の振込手数料を別途負担していただきます。）</td></tr>
</table>

千葉興業銀行

**保障内容一覧**

| | ガン保障 | 死亡・高度障害保障・リビングニーズ特約 |
|---|---|---|
| 保険正式名称 | 団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型<br><br>※この特約は団体信用生命保険の特約として<br>ご加入できます。 | 団体信用生命保険<br>団体信用生命保険リビングニーズ特約<br>※この特約は団体信用生命保険の特約として<br>ご加入できます。 |
| ご利用<br>いただける方 | リフォームローンをお借入いただく方<br>＊悪性新生物（ガン）に罹患したことのある方はご加入いただけません。<br>＊ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただきます。<br>　告知の内容により、保険会社がご加入をお断りすることがあります。 | |
| 保障内容 | 特約の責任開始日以後、生まれて初めて悪性新生物（ガン）に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。<br><br>※「上皮内新生物（上皮内ガン）」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。<br>※対象となる悪性新生物（ガン）の定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。 | ・死亡・高度障害保障<br>死亡されたとき、もしくは責任開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で、所定の高度障害状態になった場合に、債務残高相当額が保険金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。<br><br>・リビングニーズ特約<br>医師の診断書などで保険会社により余命6ヵ月以内と判断された場合に、債務残高相当額が保険金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 |
| 保障期間 | ローンご契約期間（ただし、保障の開始日にご注意ください） | |
| 保障の開始日 | ローン実行日より91日目。<br>ローン実行日の91日目を責任開始日として、<br>この日より保障が開始されます。<br>※責任開始日の前に罹患した悪性新生物（ガン）<br>については、診断確定が責任開始日以降であっても<br>診断給付金をお支払いしません。 | ローン実行日。<br>ローン実行日を責任開始日として、この日より<br>保障が開始されます。<br>※責任開始日前の傷害または疾病により所定の高度<br>障害状態になった場合、保険金をお支払いしません。 |
| 保障が終了<br>する場合 | ・満82歳のお誕生日に達したとき<br>・ローンが終了したとき<br>・所定の支払い限度分の保険金が支払われたとき | |
| 引受保険会社 | カーディフ生命保険株式会社 | |

千葉興業銀行